

インボイス制度開始に伴う謝金の「依頼内容の確認書」の作成について

10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、報酬にあたる謝金についても適用され適格請求書の保存が必要になります。

該当する謝金は、諸謝金基準単価表の消費税区分が「課税」となっている謝金（報酬的謝金）で、
「講演謝金」、「指導・助言・実習等謝金」、「審査謝金」、「原稿謝金」、「原稿校閲謝金」、「翻訳謝金」などです。
(単純労務謝金・講義謝金(授業)・委嘱契約ありの会議出席謝金は該当しません。)

講演者等が適格請求書発行事業者でない場合、消費税の仕入税額控除が出来なくなります。
通常、講演者等から請求書を受領している訳ではありませんので、このままでは経過措置の適用も不可となってしまいます。

そのため、適格請求書に代わるものとして、通常行っている講演依頼や依頼内容の確認・打合せの際に下記の「依頼内容の確認書」を作成いただき、双方で確認のうえ保存しておくことで、この書類をもって経過措置の適用が可能となり、消費税の仕入税額控除を受けることができますので、よろしくお願い致します。

「依頼内容の確認書」については、以下の記載内容と**先方の承諾**が必要となります。
先方の承諾については一定期間の間に連絡が無い場合は承諾したものとする記載をしておくことによって、期間の経過で承諾があったものと見なすことができます。

謝金の経過措置適用について

「依頼内容の確認書」

記載内容)

- ① 日時・実施期間（指導期間・講演日時 等）
- ② 講演者・指導者（宛名）
- ③ 依頼者
- ④ 講演内容・指導内容
- ⑤ 謝金額及び税率（交通費を含む場合はその旨）

※確認書については、**先方の承諾が必要**となりますが
一定期間の間に連絡が無い場合は承諾したものとする記載をしておくことによって、期間の経過で承諾があったものとみなすことが出来ます。

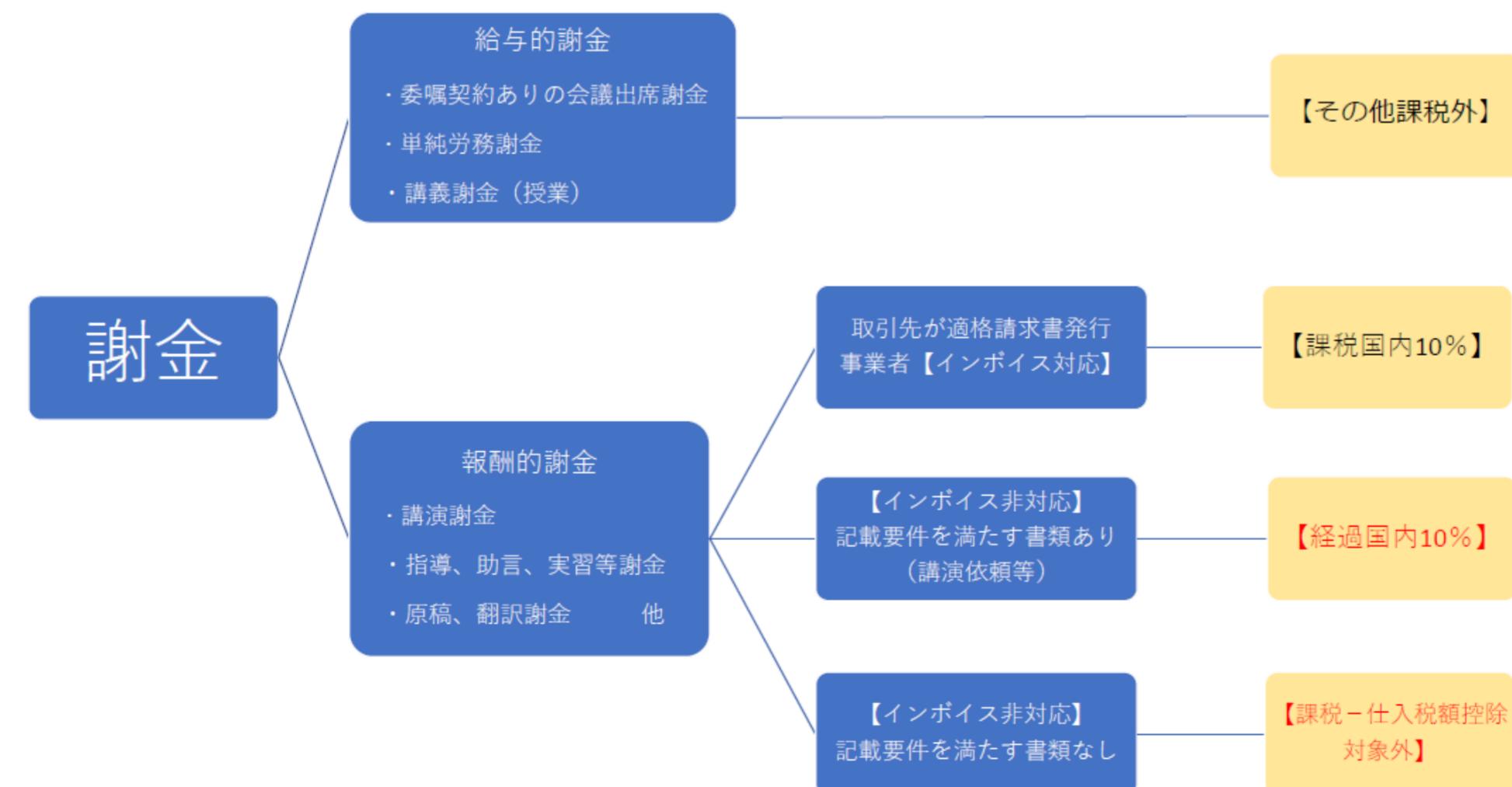
※実施期間や謝金額に変更が生じた場合、
その旨を再度確認し、その書類を保存してください。

(文例)

国立大学法人〇〇大学 ×××教授	令和5年10月10日
国立大学法人東京大学 △△研究科・▲▲部 ●●●●研究室	
講演依頼の確認について	
先日は、お電話でご講演をお願いいたしましたところ、早速ご快諾を賜り厚くお礼申し上げます。なお、ご依頼の内容は下記のとおりでございます。 いま一度ご確認をいただければ幸いに存じます。	
今回のご依頼内容に関しましてご不明な点等がございましたら、ご多用のところ恐縮ですがその旨をご連絡ください。ご連絡のない場合には記載内容につき、ご確認いただいたものとして手続きを進めさせていただきます。	
記 1. 日 時 令和6年1月〇〇日 (○) 〇〇時～〇〇時 2. 場 所 本学〇〇研究棟〇〇会議室 〇〇〇〇について<〇〇研究会> 3. テーマ 〇〇人程度 4. 受講者 36,700円<税込10%> 5. 謝 礼 交通費支給（本学旅費規程に基づいて計算） 6. 備 考 源泉徴収あり（交通費分も含む） 以上	
担当 ●●●●研究室 □□□□	

31

謝金にかかる税区分の選択フロー



29

謝金の経過措置適用について

謝金の支払についても、インボイス制度の対象となることから、講演者等が適格請求書発行事業者でない場合には、仕入税額控除が出来なくなってしまいます。

また講演者等から請求書を受領している訳でもありませんので経過措置の適用もこのままでは不可となってしまいます。

そこで、通常行っている講演者への講演依頼や依頼内容の確認打合せの際に「**依頼内容の確認書**」を作成いただき、双方でご確認のうえ保存しておいていただければ、その書類をもって経過措置の適用が可能となります。

